

- 1.4.5. 到着時に適用可能な、動物の健康に関する措置
- 1.4.6. 動物の病原体の国際的移動と、その実験室内封じ込め

1.5. 動物用生物学的製剤のリスク分析

- 1.5.1. 総論
- 1.5.2. 動物用ワクチンのリスク分析
- 1.5.3. ワクチン以外の動物用生物学的製剤のリスク分析

第2部 特定の疾病に適用可能な勧告

2.1. リストAの疾病

- 2.1.1. 口蹄疫
- 2.1.2. 水疱性口炎
- 2.1.3. 豚水疱病
- 2.1.4. 牛疫
- 2.1.5. 小反芻獣疫
- 2.1.6. 牛肺疫
- 2.1.7. ランピースキン病
- 2.1.8. リフトバレー熱
- 2.1.9. ブルータング
- 2.1.10. 羊痘および山羊痘
- 2.1.11. アフリカ馬疫
- 2.1.12. アフリカ豚コレラ
- 2.1.13. 豚コレラ
- 2.1.14. 高度病原性鳥インフルエンザ
- 2.1.15. ニューカッスル病

2.2. リストBの多様な動物種に感染する疾病

- 2.2.1. 炭疽
- 2.2.2. オーエスキー病
- 2.2.3. エキノコッカス症 / 包虫症
- 2.2.4. レプトスピラ症

- 2.2.5. 狂犬病
- 2.2.6. ヨーネ病
- 2.2.7. 水心嚢
- 2.2.8. 新大陸スクリーワームおよび旧大陸スクリーワーム
- 2.2.9. 旋毛虫症

2.3. リスト B の牛の疾病

- 2.3.1. 牛のブルセラ病
- 2.3.2. 牛のカンピロバクター症
- 2.3.3. 牛の結核病
- 2.3.4. 地方病性牛白血病
- 2.3.5. 牛伝染性鼻気管炎 / 伝染性膿疱性陰門膣炎
- 2.3.6. トリコモナス病
- 2.3.7. アナプラズマ病
- 2.3.8. 牛のバベシア病
- 2.3.9. 牛囊虫症
- 2.3.10. デルマトフィルス症
- 2.3.11. タイレリア病
- 2.3.12. 出血性敗血症
- 2.3.13. 伝達性海綿状脳症

2.4. リスト B のめん羊および山羊の疾病

- 2.4.1. 羊精巢上体炎(*Brucella ovis*)
- 2.4.2. めん羊・山羊のブルセラ病(*Brucella ovis* を除く)
- 2.4.3. 伝染性無乳症
- 2.4.4. 山羊関節炎・脳脊髄炎
- 2.4.5. マエデイ・ビスナ
- 2.4.6. 山羊伝染性胸膜肺炎
- 2.4.7. 流行性羊流産
- 2.4.8. スクレイピー

2.5. リスト B の馬の疾病

- 2.5.1. 馬伝染性子宮炎
 - 2.5.2. 媾疫
 - 2.5.3. 東部馬脳炎 / 西部馬脳炎
 - 2.5.4. 馬伝染性貧血
 - 2.5.5. 馬インフルエンザ
 - 2.5.6. 馬ピロプラズマ病
 - 2.5.7. 馬鼻肺炎
 - 2.5.8. 鼻疽
 - 2.5.9. 馬痘
 - 2.5.10. 馬ウイルス性動脈炎
 - 2.5.11. 馬ダニ症
 - 2.5.12. ベネズエラ馬脳炎
 - 2.5.13. 仮性皮炎
 - 2.5.14. 日本脳炎
- 2.6. リスト B の豚の疾病
- 2.6.1. 萎縮性鼻炎
 - 2.6.2. 豚のブルセラ病
 - 2.6.3. 豚エンテロウイルス性脳脊髄炎
 - 2.6.4. 豚伝染性胃腸炎
- 2.7. リスト B の鳥類の疾病
- 2.7.1. 伝染性ファブリキウス嚢病
 - 2.7.2. マレック病
 - 2.7.3. 鶏マイコプラズマ病(*Mycoplasma gallisepticum*)
 - 2.7.4. 鳥類のクラミジア病
 - 2.7.5. 鶏チフスおよびひな白痢
 - 2.7.6. 鶏伝染性気管支炎
 - 2.7.7. 鳥類の伝染性喉頭気管炎
 - 2.7.8. 鳥の結核病
 - 2.7.9. アヒル肝炎
 - 2.7.10. アヒルウイルス性腸炎

- 2.7.11. 家禽コレラ

- 2.8. リスト B のウサギの疾病
 - 2.8.1. 粘液腫病
 - 2.8.2. 野兎病
 - 2.8.3. ウサギ出血病

- 2.9. リスト B のミツバチの疾病
 - 2.9.1. アカリンダニ症
 - 2.9.2. アメリカ腐蛆病
 - 2.9.3. ヨーロッパ腐蛆病
 - 2.9.4. ノゼマ病
 - 2.9.5. バロア病

- 2.10. リスト A およびリスト B に掲載されていない疾病
 - 2.10.1. 霊長類から感染する可能性のあるズーノーシス
 - 2.10.2. 家禽のサルモネラ・エンテリティディス症とサルモネラ・ティフィム
リウム症

第 3 部 補遺

- 3.1. 国際貿易を目的とした診断法
 - 3.1.1. リスト A およびリスト B の疾病の指定診断法および代替的診断法

- 3.2. 精液の採取および処理
 - 3.2.1. 牛の精液
 - 3.2.2. 小型反芻動物の精液
 - 3.2.3. 豚の精液

- 3.3. 胚 / 卵の採取および処理
 - 3.3.1. in vivo で得られた胚
 - 3.3.2. in vitro で受精させた牛の胚 / in vitro で発育中の卵母細胞

- 3.3.3. 顕微鏡下で操作した牛の胚
- 3.3.4. 実験用齧歯類とウサギの胚 / 卵
- 3.3.5. International Embryo Transfer Society による疾病と病原体の分類

- 3.4. 諸施設における健康のコントロールと衛生
 - 3.4.1. 繁殖用家禽群と孵化場における衛生と防疫の手順
 - 3.4.2. 養蜂場における衛生と防疫の手順
 - 3.4.3. 個体識別、血液サンプリング、ワクチネーションその他の操作の衛生的実施

- 3.5. 検疫に関する勧告
 - 3.5.1. 霊長類に適用可能な検疫措置

- 3.6. 病原体とベクターの不活化
 - 3.6.1. 消毒と駆除に関する一般的勧告
 - 3.6.2. 口蹄疫ウイルスの不活化手順
 - 3.6.3. 伝達性海綿状脳症の病原体の不活化手順
 - 3.6.4. 豚コレラウイルスの不活化手順

- 3.7. 動物の輸送
 - 3.7.1. すべての形式の輸送に適用可能な原則
 - 3.7.2. 特定の形式の輸送に適用可能な原則
 - 3.7.3. 特に選ばれた(selected)ほ乳類を航空機輸送する場合の原則

- 3.8. 疾病 / 感染の不存在を認定するための一般原則とサーベイランス体制
 - 3.8.1. 国または地域における所定の疾病 / 感染の不存在を認定するための一般原則
 - 3.8.2. 牛疫の疫学的サーベイランス体制のための基準に関する勧告
 - 3.8.3. 牛肺疫の疫学的サーベイランス体制のための基準に関する勧告
 - 3.8.4. 伝達性海綿状脳症のサーベイランスとモニタリング体制
 - 3.8.5. 国または地域における、スクレイピーの歴史的不存在を認定するための原則
 - 3.8.6. 国または地域における、口蹄疫の不存在の確定または不存在の認定の回復に関する予備的指針

3.9. 抗菌性物質に対する耐性

- 3.9.1. 抗菌性物質に対する耐性のサーベイランスとモニタリング計画を調和させるための指針
- 3.9.2. 畜産農家で使用される抗菌性物質の量をモニターするための指針
- 3.9.3. 獣医療において抗菌性物質を責任をもって慎重に使用するための指針

第4部 モデル国際獣医学的証明書

4.1. 生きて動物のためのモデル国際獣医学的証明書

- 4.1.1. 狂犬病に汚染されている国で生産された犬および猫のためのモデル国際獣医学的証明書
- 4.1.2. 飼養されている、または野生の牛、水牛、めん羊、山羊または豚のためのモデル国際獣医学的証明書
- 4.1.3. 牛、水牛、馬、めん羊、山羊または豚の精液のためのモデル国際獣医学的証明書
- 4.1.4. 馬のためのモデル国際獣医学的証明書
- 4.1.5. 競走馬の国際的移動のためのモデルパスポート
- 4.1.6. 鳥類のためのモデル国際獣医学的証明書
- 4.1.7. 初生ひなと種卵のためのモデル国際獣医学的証明書
- 4.1.8. ウサギのためのモデル国際獣医学的証明書
- 4.1.9. ミツバチと巣板のためのモデル国際獣医学的証明書

4.2. 動物由来の生産物のためのモデル国際獣医学的証明書

- 4.2.1. 飼養されている牛、水牛、馬、めん羊、山羊または豚または家禽の肉のためのモデル国際獣医学的証明書
- 4.2.2. 動物の飼養における利用、または農業または工業または製薬または外科の諸分野における利用を目的とした、動物由来の生産物のためのモデル国際獣医学的証明書

1.2.1.

一般的責務

1.2.1.1.

動物および動物由来の生産物の国際貿易は、人間および動物の健康に対する容認できない危険を招かずに障害のない貿易を保証するために考慮すべき、複数の要素に依存する。

動物の健康状態のバリエーションに対応するため、「陸上動物の健康に関する規約(以下、「規約」)」では多様な選択肢が提示されている。貿易に際して満たされるべき要求を決定する前に、輸出国、一つまたは複数の通過国および輸入国における動物の健康状態が考慮されなければならない。国際貿易における衛生的状況を最大限に調和させるために、加盟国の政府機関(*Veterinary Administrations*)は輸入に際しての各国の要求を OIE の基準、指針及び勧告に基づいて設定しなければならない。

これらの要求は OIE が承認したモデル証明書の内容に含まれていなければならない。このモデル証明書は「規約」の第 4 部としてまとめられている。

証明書の要求は正確かつ詳細で、輸入国の要請を明確に伝達するものでなくてはならない。そのためには、輸入国と輸出国の政府機関の間で事前の協議がなされることが有益であり、かつ必要であると考えられる。そうすることで正確な要求を設定することができ、必要であれば、署名する獣医師に対して、関係する政府機関の間での理解を解説した手引書(a note of guidance)を提供することができる。

一方の政府機関の構成員が、他方の政府機関にとって職務上の関心がある問題のために他国を訪れようとする場合、他方の政府機関はこれについて情報提供を受けなければならない。

1.2.1.2. 輸入国の責務

1. 国際獣医学的証明書(*international veterinary certificate*)に含まれる、輸入に際しての要求

は、輸入国に導入される物品(*commodities*)が、動物と人間の健康のために選択された、安全を確保するための国内水準に、確実に合致するように設定されなければならない。輸入国はその要求を、そのような安全確保の水準として正当化されるものに限定しなければならない。

2. 国際獣医学的証明書においては、輸入国の領域内に存在する病原体または動物の疾病で、公的コントロール計画(*official control programme*)の対象ではないものを排除することを要求してはならない。国内や地域内での公的コントロール計画の対象である病原体や疾病については、同一の病原体や疾病に対して国内や地域内で適用されている立法が規定するよりも高い水準の安全確保を、輸入品に対して要求してはならない。

3. 政府機関によって証明書の伝達または輸入に際しての要求の伝達が、他国の政府機関以外の者に対して行われる場合、これらの書類のコピーが政府機関にも送付される必要がある。

この手続は、証明書または許可の真正性が確立されない場合に輸出入を行う者と政府機関との間で発生しうる遅延と争議とを回避するために重要である。

この情報は通常は政府機関(*Veterinary Administration*)の責任である。しかし、証明書の発行に当たって政府機関の承認を必要としないことが合意されている場合、これを動物の生産地 (*place of origin*) の関係当局(*Veterinary Authorities*)の責任とすることもできる。

1.2.1.3. 輸出国の責務

1. 輸出国は輸入国の要求に従い、以下の情報を輸入国に提供する用意をしなければならない。

a)動物の健康状態についての情報、および、自国がリストに掲載された疾病に全国的または地域的に汚染されていないかどうかを確定するための、動物の健康に関する国内情報体制についての情報。これには、汚染されていない状態を維持するために実施されている諸規制と手続を含む；

- b)伝染病の発生についての定期的かつ迅速な情報；
- c)関連のある、リストに掲載された疾病をコントロールかつ防止する措置を講ずる能力についての詳細な情報；
- d)行政機関(*Veterinary Services*)の構造と行使する権限についての情報；
- e)技術的情報、特に領土全体またはその一部で適用されている生物学的検査およびワクチンについての情報。

2. 輸出国政府機関は以下のことを行わなければならない：

- a)証明を行う獣医師にその権限を授与するための公的手続を整備し、彼らの機能と任務および起こりうる資格の一時停止と任務の終了の条件を定義すること；
- b)証明を行う獣医師に対し、関連のある教育と訓練の提供を保証すること；
- c)証明を行う獣医師の誠実さと公平さを立証するため、その活動をモニターすること。

3. 輸出国の行政機関(*Veterinary Services*)の長は、国際貿易で使用される獣医学的証明書について釈明する最終的な責任を負う。

1.2.1.4. 輸入後に事故が発生した場合の責任

国際貿易は永続的な倫理的責任を伴う。それゆえ、輸出された後、疾病ごとに認められている潜伏期間(*incubation period*)内に、輸出国政府機関が、国際獣医学的証明書に明確に含まれている疾病が発生あるいは再発生したことを認識した場合、当局はこれについて輸入国に通知する責任を負う。これは輸入された動物群(*stock*)に対して調査または検査を行い、適切に対処することで、万一、不注意に導入されてしまった場合に起こりうる疾病の拡大を防ぐためである。

同様に、輸入された動物群(*stock*)に、輸入後、ある疾病が、その疾病について認められて

いる潜伏期間と一致する期間内に発生した場合、輸出国の政府機関は、調査を実施できるようにその旨の通知を受けなければならない。なぜならこれが、以前は疾病にかかっていなかった動物群(herd)に疾病が発生したことに関する、入手できる最初の情報となりうるからである。輸入国政府機関はその調査の結果についての情報提供を受けなければならない。なぜなら感染源は輸出国内にはないかもしれないからである。

1.2.2.

証明手続

1.2.2.1 証明を行う獣医師の職業上の誠実さ(professional integrity)の保護

証明は最高の倫理的基準に基づかなければならない。倫理的基準のうち最も重要なものは、証明を行う獣医師の職業上の誠実さが尊重され、保護されねばならないことである。

要求には、獣医師が正確かつ誠実に証明し得ない、付加的な特定の事項が含まれてはならないことが重要である。たとえば、署名する獣医師がその発生について必ずしも情報提供を受けていない、届出義務のない疾病に、ある地域が汚染されていないことの証明を要求してはならない。同様に、書類に署名された後に発生する出来事についての証明を要求することは、これらの出来事が署名する獣医師の直接的なコントロールと監視の下にない場合、容認できない。

ある疾病について単に臨床的にフリーであること、および動物群の履歴に基づいて、当該疾病についてフリーであると証明しても、その証明の価値は限定的なものである。これは特定の診断法がない疾病、または診断の一助としての検査の価値が限定的である疾病についても同様である。

1.2.1.1 に言うところの手引書(note of guidance)は、署名する獣医師に情報提供するのみならず、職業上の誠実さを保護するためのものでもある。

1.2.2.2 国際獣医学的証明書の準備

証明書は以下の原則に基づいて作成されなければならない：

1. 紙ベースの証明書は、可能であれば一枚紙を用いて、前刷りし、通し番号をつけなければならない。用紙は公的なレターヘッドのあるものを使用して政府機関がこれを発行するものとし、可能であれば、印刷には偽造を防止する技術を用いる。電子的証明手続についても、これと同等の保護手段が含まなければならない。

2 . 証明書はできる限り単純で、曖昧でなく理解しやすい用語で記載されなければならない。その際、それらの法的意義が失われてはならない。

3 . 要求があれば、証明書は輸入国の言語で作成されなければならない。この場合、証明書は証明を行う獣医師に理解できる言語でも作成されなければならない。

4 . 証明書は動物および動物由来の生産物について、適切な同一性の確認(identification)を要求しなければならない。それが実際的でない場合はこの限りではない(例: 初生ひな(day-old birds))。

5 . 証明書は獣医師に対し、彼 / 彼女の知識の範囲外にある事柄、または彼 / 彼女が実否を確認し、実証することができない事柄について証明することを要求してはならない。

6 . 証明書を、証明を行う獣医師に提出する際、適切であれば、証明書に署名する前に実施することが期待される調査(enquiries)や試験((tests)、検査(examination)の範囲を示した手引書(note of guidance)を添付しなければならない。

7 . 証明書の文言は修正してはならない。証明を行う獣医師の署名と印のある削除による場合はこの限りではない。署名と印には証明書の印刷と異なる色を用いなければならない。

8 . 証明書として受理されるのはオリジナルのものに限られる。

1.2.2.3 証明を行う獣医師

証明を行う獣医師は :

1 . 輸出国政府機関から国際獣医学的証明書に署名する権限を授与されなければならない ;

2 . 署名時に自分自身の知識の範囲内にある事柄、または資格のある他の当事者が別途証明した事柄についてのみ証明しなければならない ;

3 . 完全かつ正確に完成した証明書に限り、その署名を、時宜を得て行わなければならない

い；証明書が補助的な資料に基づいて署名される場合、証明を行う獣医師は署名に先だつて当該資料を入手しておかなければならない；

4．証明を受ける動物または動物由来の生産物の商業的側面において、利害の抵触（公益と私利の衝突）があつてはならず、また、取引に携わる当事者から独立していなければならない。

1.2.2.4 電子的証明

1．証明は、輸出国政府機関から輸入国政府機関へ直接電子的書類を送信することによって提供することができる。このようなシステムは通常、物品(*commodity*)の取引を行う商業的組織が、証明する当局に対して情報を提供するための接点をも提供する。証明を行う獣医師は、検査機関における検査結果および動物の個体識別データをはじめとするすべての情報にアクセスできなければならない。

2．電子的証明書には通常の証明書と同一の情報を記載しなければならない。

3．政府機関は、権限のない人または組織によるアクセスから電子的証明書の安全を確保するための、適切なシステムを整備しなければならない。

4．証明を行う獣医師は彼 / 彼女の電子的署名の安全な使用について、公務上、責任を負わなければならない。

2.1.14

高度病原性トリインフルエンザ

2.1.14.1

「規約」の目的のために、高度病原性トリインフルエンザ(HPAI)の潜伏期間(*incubation period*)は 21 日とする。

診断基準は「陸上動物のための診断法とワクチンの OIE マニュアル(*Terrestrial Manual*、以下「マニュアル」)に掲載されている。

2.1.14.2 HPAI に汚染されていない国

ある国において HPAI が少なくとも過去 3 年間にわたり発生していないことが証明される場合、その国は HPAI に汚染されていないと認めることができる。

HPAI のワクチン接種を実施している、あるいはいない国で撲滅政策(*stamping-out policy*)が実施されている場合においては、この期間は最後の罹患動物(*affected animal*)が殺処分された後 6 カ月間とする。

2.1.14.3 HPAI に汚染されている地域

ある地域において以下の条件が満たされるまでは、その地域は HPAI に汚染されていると見なされる。

- 1) 最後の感染例(*case*)が確認され、撲滅政策と消毒の手順が完了してから少なくとも 21 日が経過すること、または
- 2) 撲滅政策が実施されなかった場合、最後の罹患動物が臨床的に治癒、または死亡してから 6 カ月が経過すること。

2.1.14.4

輸入国政府機関は、以下の物品(*commodities*)につき、「規約」2.1.15 (ニューカッスル病) に規定されているところと同様の取り扱いを要求するものとする。

- 1) 飼鳥および野鳥；

- 2) 初生ひな ;
- 3) 種卵(*hatching eggs*) ;
- 4) 飼鳥および野鳥の精液 ;
- 5) 飼鳥および野鳥の未加工肉(*fresh meat*) ;
- 6) 動物 (鳥類) 由来の製品で、動物の飼養における利用、または農業または工業における利用を目的とするもの ;
- 7)(鳥類由来の) 病理学的試料(*pathological material*)および HPAI ウイルスの死滅を保証する一定の処理がなされていない生物学的製品(*biological product*)。

2.2.3.

エキノコッカス症 / 包虫症

2.2.3.1.

診断基準は「マニュアル」に掲載されている。

2.2.3.2.

輸入国政府機関は以下の条件を要求するものとする。

犬、猫その他の飼養されている、あるいは野生の肉食動物について、

当該動物が発送に先立ってエキノコッカス症 / 包虫症の治療を受け(were treated against echinococcosis/hydatidosis)、しかも行われた治療が有効であったと認められることを証明する、国際獣医学的証明書を提出すること。

2.2.4.

レプトスピラ症

2.2.4.1

診断基準およびワクチンに関する基準は「マニュアル」に掲載されている。

2.2.4.2

輸入国政府機関は以下の条件を要求するものとする。

飼養されている繁殖用の反芻動物、馬および豚について

以下の事項を証明する国際獣医学的証明書を提出すること。

当該動物が：

- 1) 発送当日にレプトスピラ症の臨床症状を示していなかったこと；
- 2) 発送前の90日間に、公的にレプトスピラ症の臨床症状の発現が報告されていない施設で保管されていたこと；
- 3) 合意によって定められた有効な抗菌剤を、製造者による使用説明書に従って使用することによって治療されたこと。

2.2.4.3

輸入国政府機関は以下の条件を要求するものとする。

反芻類と豚の精液について

当該精液が、関連のある補遺(Appendix)3.2.1.、3.2.2.、3.2.3.のいずれかの規定に従って採取、処理、保管されたことを証明する国際獣医学的証明書を提出すること。

2.2.4.4.

輸入国政府機関は以下の条件を要求するものとする。

in vivo で得られた、反芻類と豚の胚 / 卵母細胞について、

当該胚 / 卵母細胞が、関連のある補遺(Appendices)3.3.1.、3.3.2.または 3.3.3.の規定に従って採取、処理、保管されたことを証明する国際獣医学的証明書を提出すること。

2.2.4.5

輸入国政府機関は以下の条件を要求するものとする。

in vitro で作成された反芻類と豚の胚 / 卵母細胞について、

以下の事項を証明する国際獣医学的証明書を提出すること。

1) ドナーである雌動物が :

- a) 当該胚 / 卵母細胞の採取当日にレプトスピラ症の臨床症状を示していなかったこと ;
- b) 発送前の 90 日間にレプトスピラ症の臨床症状の発現が報告されていない施設で保管されていたこと ;

2) 当該胚 / 卵母細胞の採取、処理、保管の過程で用いられたすべての液体が有効濃度の抗生物質を含んでいたこと ;

3) 卵母細胞の授精にあたって 2.2.4.3 に定める条件に合致する精液が用いられたこと ;

4) 当該胚 / 卵母細胞が、関連のある補遺(Appendices)3.3.1.、3.3.2.または 3.3.3.の規定に従って採取、処理、保管されたこと。

2.2.5.

狂犬病

2.2.5.1.

「規約」の目的のために、狂犬病の潜伏期間は6カ月とする。また、飼養されている肉食獣における、感染源となりうる期間(*infective period*)は、最初の臨床症状が発現する15日前に始まり、当該動物の死亡まで継続するものとする。

診断基準及びワクチンに関する基準は「マニュアル」に掲載されている。

2.2.5.2. 狂犬病に汚染されていない国

ある国において以下の条件が満たされる場合、その国は狂犬病に汚染されていないと見なすことができる：

- 1) 当該疾病が届出を必要とすること；
- 2) 当該疾病に対する効果的なサーベイランス体制が整備されていること；
- 3) 効果的な輸入手続を初めとして、狂犬病の予防とコントロールのためのあらゆる取締措置が講じられていること；
- 4) 人またはその他の動物種で、当該領土内において狂犬病に感染した例が過去2年間に確認されていないこと；しかしこの資格はヨーロッパコウモリリッサウイルス(EBL1 または EBL2)の分離には影響されない；
- 5) 過去6カ月間に検疫所外で、輸入された肉食動物の症例が確認されていないこと。

2.2.5.3.

狂犬病に汚染されていない国から次の動物を輸入する場合、政府機関は以下の条件を要求するものとする。

飼養されているほ乳類および閉鎖的な状態で飼養されている野生のほ乳類について

以下の事項を証明する国際獣医学的証明書を提出すること。当該動物が：

- 1) 発送当日に狂犬病の臨床症状を示していなかったこと；
- 2) 生産以来または発送前の6ヶ月間、狂犬病に汚染されていない国で保管されていた、または2.2.5.5.、2.2.5.6.または2.2.5.7.の規定に従って輸入されたこと。

2.2.5.4.

狂犬病に汚染されていない国から次の動物を輸入する場合、政府機関は以下の条件を要求するものとする。

閉鎖的な状態で飼養されていない野生のほ乳類について

以下の事項を証明する国際獣医学的証明書を提出すること。当該動物が：

- 1) 発送当日に狂犬病の臨床症状を示していなかったこと；
- 2) どの狂犬病の汚染国からも十分に距離が離れた、狂犬病に汚染されていない国で捕獲されたこと。この距離は、輸出される動物種、および狂犬病に汚染された国における、病原体を保有する動物種(reservoir species)を考慮して画定するものとする。

2.2.5.5.

狂犬病に汚染されていると見なされる国から次の動物を輸入する場合、政府機関は以下の条件を要求するものとする。

犬及び猫について

以下の事項を証明する国際獣医学的証明書を提出すること。当該動物が：

- 1) 発送の48時間以内に狂犬病の臨床症状を示していなかったこと；